

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和元年 12 月 13 日（金） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重廣委員長・有田副委員長・大草委員・田村委員・長尾委員・
重村委員・南野委員・早川委員・上田委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡本主査
8. 協議事項
12 月定例会本会議（12 月 9 日）から付託された事件（議案 9 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 36 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和元年 12 月 13 日

文教産業常任委員長	重 廣 正 美
記 録 調 整 者	岡 本 功 次

重廣委員長 おはようございます。本日の出席委員につきましては委員 9 人全員であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会いたします。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会におきまして発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。それではこれより、本会議で本委員会に付託されました議案 9 件について、審査を行います。それでは、初めに、議案第 4 号「長門市長門湯本温泉みらい振興基金条例」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

光永経済観光部長 議案第 4 号「長門市長門湯本温泉みらい振興基金条例」については、別添の議案参考資料 1 ページに制定の趣旨及び主な内容等を記載しており、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

早川委員 おはようございます。第 2 条第 2 号の納付金の件なんですけれども、この納付金を基金に入れられる理由と、あとその経緯を教えていただけたらと思います。

和田観光課長補佐 長門湯本温泉駐車場の納付金につきましては、長門湯本温泉観光まちづくり推進会議でも議論されまして、湯本地区で生まれましたこの財源を長門湯本温泉の観光振興に還元するという方針としましたことから、本基金に積み立てるということにしております。

早川委員 ほかの指定管理者のところでは、今回は基金というところであるから基金のほうに入れられるということみたいなんですけれども、今までならば違う、長門市全体で使える、使用できるお金としてもこれは考えられるんじゃないんでしょうかね。

藤永観光課長 長門湯本温泉駐車場におきましては、条例の中で余剰金が出た場合は納付金という制度を設けてプロポーザルをさせていただきました。それ以外の指定管理についてでございますけれども、そういった余剰金が出た場合に市に納付するとか、そういうふうな取り決めをしている指定管理については、ちょっと観光課サイドではございませんし、市全体でも無いんじゃないかなというふうな思いをしておるところでございます。

早川委員 すいません、じゃあ別の課でもう 1 回調べ直して聞きたいと思うんですけれども、プロポーザルのときに 30%は納付していただくということでプ

ロポーザルをされて選定されて、この基金がつくられるので、そこに入れられるという理由は。納付というところでは分かるんですけども、その納付金を基金に入れるという理由はどういうことですか。

藤永観光課長 まず 30%という率でございますけれども、この率につきましてもプロポーザルの中で提案を受けたものでございまして、あらかじめ何%納付してくれということを取り決めてプロポーザルをかけたわけではございません。長門湯守株式会社の方から 30%を納付するというふうな提案があり、それ以外にもいろいろな提案がございましたけれども、長門湯守株式会社に指定管理者として決定したという経緯がございます。この納付金につきましては、指定管理料を上回って、まだ利益が出た場合に 30%ということでございます、その 30%が幾らくらいになるのかというのは、私どもも見込みが立たない部分でございますけれども、指定管理料を決定する段階におきまして、ある程度今回の長門湯本温泉駐車場の収支バランスを見させていただいて、その差額が指定管理ということでございますので、それをまだ上回った部分について 30%の納付ということでございます。そこは長門湯守株式会社、あるいは長門湯本温泉の皆さまの頑張りによるといえるものにはなろうと思っておりますけれども、それを上回った場合の 30%の納付金でございます。それにつきましては、先ほど課長補佐のほうで答弁いたしましたけれども、湯本温泉のまちづくりに活かすべきだというふうなことを考えまして本基金に納付というか、繰り入れをするということを推進会議等でもお話をしてきたところでございます。

重村委員 おはようございます。それでは何点か質疑をさせていただきます。このみらい振興基金条例、新しくつくる条例ですけど、4月1日から 150 円、入湯税を 150 円だったものを 300 円、その 150 円分をこの基金に積み立てるということで、分かりやすく言うと財布をつくるという条例であろうと思うんですけど、まず 1 点目は、10 月 7 日の全員協議会でご説明をいただいた中に、ここの第 5 条関係については、エリアマネジメント法人が行う地域価値を高める公益性の高い事業に要する費用に基金は使いますよと。それと景観インフラの維持及び整備に要する費用にも使いますよというこの 2 点が掲げてありますけど、10 月 7 日の説明では、案の段階ではありますけれども、エリアマネジメント会社そのものが存続するための経費、例えばマネージャーの報酬であったりとか事務員の給与、あるいはどちらかの建物を使うのであればその家賃といったものが 1,200 万円前後かかるであろうという想定のもとに、この基金から支払いをしますという案だと思うんですね。この条例の中には、そういった法人自体が存続するための経費ということは明記はしてありませんけれども、この条例上でいくと、第 5 条第 1 号の公益性に準ずる事業というところの中で確認というか、認識すればいいというふうな形でよろしいですか。

田村経済観光部理事 ご指摘のとおり、今回制定をするみらい振興基金条例第 5 条の第 1 号にかかっている部分は、エリアマネージメント法人が行う事業に要する経費の部分というふうに考えております。この中で、エリアマネージメント法人そのものの運営に関しましては基本的には、一法人でございますので、それを活かしていくという考え方というよりは、こちらに書いてあるとおり、公益性の高い事業に要する経費に対してこの基金をあてるということでございます。その公益性の高い事業を実施するに際して必要となる人件費に関しても公益性の高い事業を実施するために必要な事務局の経費になるので、そこに含まれるという考え方で人件費であったりとか家賃とか、そういったものもその事業実施に必要な経費として考えて支出をしていくことを検討しております。

重村委員 わかりました。2 点目に、これから 4 月 1 日からこの条例、通れば 4 月 1 日からの運用ということになりますけど、実際にこの基金にお金が入ってくる、財布にちゃりんとお金が入ってくる。この時期というのは 1 箇月間、ホテル、旅館の方が何人くらいこの入湯税に該当する方が宿泊されて、外部からも日帰りではあるけど 1,000 円以上施設を使った方で、入湯税を今度 300 円徴収して 150 円はこの基金に入れないといけないということを申告されて、市のほうにですね。申告をされてこの基金の方にお金が積み上がってくると思うんですけど、最初にお金が入ってくる、この基金に。これは大体いつぐらいにお金が入ってくるということが想定されるのかお尋ねします。

田村経済観光部理事 本市における入湯税の財源の基金への繰り入れのタイミングのお話と存じます。繰り入れに関しましては毎月、実際には現金としては会計の方で処理をして入ってくる、納付をいただくということになりますけれども、最終的には予算計上のタイミングで整理をしていくことになりますので、入湯税が基金に貯まったと、いわゆる財布の中にすべて入ったと計算をするものは年度末の処理になると聞いております。そのため、初年度につきましては基金の中には、例えば 4 月、5 月とか夏の時点とかのタイミングにはお金が入っていないという状況になります。なので、年度末にその 1 年分の入湯税の引き上げ分が貯まりまして、その財源を翌年度に活用するという考え方で、前年度に貯まったものを翌年度に活用していくという考え方で基金の運用をしていくことになると考えております。

重村委員 たいへんよく分かりました。市税として、入湯税として市の会計に歳入で入ってきて、私は月ごとあたりで基金の方へ繰り入れていくのかなと思ったんですけど、年度末ということで年間を通じて幾らだという会計になるということですね。それでは 3 点目。この基金が積み上がってきて、だいたい年間で 3,000 万円くらいではないかという予想を立てられていると思うんですけども、これの取り崩しに関しては第 5 条 2 項に、「前項に定める処分」、この

基金を取り崩す場合はということですよね。「あらかじめ長門湯本温泉みらい振興評価委員会において、その内容について意見を聴かなければならない」と、使う場合は事前にその委員の方に諮問と言いますか、諮って妥当であろうとか、それは駄目だとかいう意見をいただかなければならないということが明記されています。それで当然、この基金は長門市のお金でもありますから、当然議会にも使うときは議案として上程されるはずですよ。この評価委員会とその議会というのは、例えば評価委員会さんの方に先に諮問して答申が出て、評価委員会でもこうでしたという形で議会に諮られるものなのか、それとも議会としてまず市のお金として使い道は妥当であろうと、正当性はあると、公益性があるという観点の議決をもらってこの委員会に諮られるのか、そのあたりのスキームと言いますか、それを教えていただきたらと思います。

田村経済観光部理事 長門湯本温泉みらい振興評価委員会につきましては、その委員会の役割といたしまして、予算の使い方はもちろんでございますけれども、これまで取り組んできた長門湯本温泉の観光まちづくりに関する全体の事業の進捗に関しても評価をいただくことを考えております。そこが非常に重要な点だと思っております。前年度に取り組んできたこと、当該年度に行うこと、さらには翌年度にそれらを踏まえて何を行うのかということをしつかりと外部の目線で評価をいただくことが重要だと思っております。それらの事業評価を受けまして、その中で来年度何を行うのかということの内容についての評価を受けた後に、それを踏まえて市の執行部として予算の検討を行い、予算化したものを議会でお諮りをいただくというスキームを考えております。具体的な時期はまだ未定ではございますけれども、評価委員会につきましては毎年度秋頃に開催をいたしまして、市としてはその後予算の検討を行い、3月の議会では予算化の議案を提出していくというスキームを考えております。

田村委員 いくつかお尋ねしますが、エリアマネジメント会社というのはいつ設立するのか、活動を開始するのか、その点をお尋ねします。

田村経済観光部理事 エリアマネジメント会社につきましては現在、湯本温泉旅館協同組合さん、長門湯守さん、それとオソト活用協議会さん、この3者で設立に向けて準備を進めていただいていると聞いております。今月中には各団体において、設立に向けての総会決議を得る予定と聞いておりまして、1月、2月くらいに法務局であつたりの設立の手続きを行うというふうに聞いております。そして事業の開始につきましては、予算の関係もありますけれども、それも含めて来年度4月1日以降に事業を開始するというスケジュールを聞いております。

田村委員 この説明資料によると、第5条関係の①、②ですね。大体3,000万円くらい積立の見込みという話で聞いていますけれども、このうちエリアマネ

ジメント会社の運営そのものにかかる費用と、②の観光地を運営するための様々な設備費用、これの大体の割合というのは決まっていますか。

田村経済観光部理事 現時点の想定というか、予算検討上の内容ではありますがけれども、10月に全員協議会でご説明をさせていただきましたけれども、その際に説明した資料と今と検討は変わっておりませんが、その際に説明したとおり、エリアマネジメント法人が行う公益性の高い事業に要する費用に関しては、概ね2,300万円程度、景観インフラの維持・修繕に係る費用に関しては700万円程度を想定しております。

田村委員 それと、このエリアマネジメント会社、この会社そのものの監査、中身の検査、これは議会あるいは行政というものは立ち入れるのかどうか。

田村経済観光部理事 エリアマネジメント法人に関しましては、市が出資等を行うものではございませんので、市であったり議会とかが監査をするということでは、私としてはないと思っております。それは一般のいわゆる普通の株式会社として設立されますので、それに関しては市からの関与というものはないと考えております。一方で、予算の支出というものは発生をしてくることになりますので、予算の支出をしている市として、その予算の執行の適切性があるかどうかということの確認は必要であるものと考えております。

田村委員 これで最後にしますが、この説明の一番最後にあるみらい振興評価委員会、これは監査的な機能を持っていないんですか、持っているんですか。

田村経済観光部理事 みらい振興評価委員会につきましては、予算の金額であったりとか予算決算上の監査機関ではございません。あくまでその事業内容に関して、その進捗について外部の、例えば委員会につきましてはまちづくりの専門家であったりとか金融機関の人間とかそういった方に入っていただく、専門家に入っていただくことを想定しておりますけれども、その会社の監査であるとかというものよりは、まちづくりとしてその進むべき方向性が間違っていないか、より良い方向性がないかというものをご意見をいただく機関と考えております。

田村委員 そうすると、エリマネ会社のやる事業について、議会あるいは行政は一切口を出せない、そういう対象ではないということになるんですか。

田村経済観光部理事 エリマネ会社が行う事業に口を出すというのがどういったものなのかという程度はあるとは思いますが、もちろん先ほど申し上げているとおり公益性の高い事業に対して、市としてはこの基金を活用し、それを事業としてエリマネ会社にやっていただくということを想定しておりますので、その事業内容に関してそれが適切かどうかというものは、市としてもしっかりと確認をしていく必要があると考えております。また、このみらい振興評価委員会におきましては、エリマネ会社自身はこの公益性の高い事業以外

にも自主事業として、まちづくりのために事業を実施することを計画していただいております。それは自らが稼ぎ、それをまた「まち」に戻していくという取り組みになります。そういったものも、まちづくりにとっては非常に重要なことと考えておきまして、その評価委員会におきましては、エリマネ会社自身が行うそのほかの事業についてもしっかりと評価をしていただいて、まちづくりに対してどれだけの貢献をしているのかということは評価をいただきたいなと思っておりますので、そういった点で、まったく、なんと言うんでしょうか、何も口が出せないということじゃなくて、やはり市としても協定を締結して、協力関係を結び、長門湯本温泉の観光まちづくりに向けて一緒に取り組んでいくということを考えておりますので、その中でしっかりとお互いに議論しながら、より良い方向性というものを確認していけるんじゃないかなと考えております。

田村委員 それで、この議案第 4 号に関して、一番僕が気になっているのは、エリマネ会社に対して、やっぱり楽観的な評価ということはなかなかできない。要するに今、理事がおっしゃったように、いわば一種の民間の会社であると。したがって、民間の会社の事業に議会は、あるいは行政は、できるところは予算の範囲ではあるけれども、できないということについては、非常に疑問を感じます。このエリマネ会社をもっと透明性の高いものにしていく必要があると思いますけれども、エリマネ会社の様々な重要な会議の公開性とか、そういうことは一切考えてはおられないのか、あるいはそもそもそういうことは不可能なのか、そのあたりはいかがでしょうか。

田村経済観光部理事 エリアマネジメント会社につきましては先ほども申し上げたとおり、民間事業者による出資によって設立をされる、いわゆる通常の株式会社、法人企業となります。そのため、その会社の財務状況であったりとか、株主による総会の決議であったりとか、役員による決議であることというのは、いわゆる会社法に基づく公開原則が適用されるものと考えております。そちらに関しましては、市としてその法律を超えて何かを求めるということではなくて、あくまで会社法に基づく株式会社としてどのような形で公開が行われるのか。上場企業ではないものになりますので、いわゆる一中小企業としてその取り組みをしていくということになります。ただ一方で、繰り返しになりますが、みらい振興評価委員会におきましては、そのエリマネ会社が行っている事業に関しての内容であったり、取り組み状況といったものは報告をされるものと我々としても考えておりますので、その中で適切な運営をされているのかどうか、また予算を支出するに際して適切な企業になっているのかどうか、ということの確認はする必要はあると考えておりますけれども、基本的には会社法に基づく一般的な解釈のもとで企業運営がなされていくものと考えており

ます。

大草委員 振興評価委員会の設置というのは、具体的には、誰が設置するんですか、どこが設置するんですか。

田村経済観光部理事 評価委員会の設置につきましては、この条例に基づいて市が設置を行います。

大草委員 ということは、評価委員会の設置の財源というのは市から出していくということになりますよね。

田村経済観光部理事 ご指摘のとおりです。

重廣委員長 ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので討論を終わります。採決します。議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第5号「長門市観光振興基金条例」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

光永経済観光部長 議案第5号「長門市観光振興基金条例」につきましては、別添の議案参考資料2ページに、改正の趣旨及び内容等を記載しており、特に、補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明もないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 1点のみお尋ねします。先ほど審査しました第4号議案と、この5号議案というのは、第4号が基金条例ができることによって、第5号の改正というのが必要だろうと今回出てきていると思うんですけど、例えば、これはお尋ねなんですけど、第4号の湯本のみらい基金を使う事業と、例えばこの観光振興基金条例で、当然湯本に使うべきであろうという事業も発生してくると思うんですね。第4号の基金と第5号のこの基金と。ですから、第4号というのはどちらかというと非営利的な部分にこの基金というのは、マネジメント会社が主体となって使うときに補助的に出しますよ。この第5号の長門市振興基金条例というのは、あくまでも市が主体でやっていく事業に関してこの基金を取り崩す場面があるだろうと思うんですね。ここらあたりで、湯本にみらい基金条例と観光振興基金と重複して取り崩す場面なんかというのは一体何か想定されることがあるのかというのを、お尋ねしたいと思います。

藤永観光課長 この長門市観光振興基金の財源につきましては、入湯税の元々の150円の部分。今回条例でご提案しておりますように、観光に資する寄付があった場合にこれに入れて執行するという形にしているところでございます。

入湯税を財源として観光振興に関する事業にこの基金を活用するということになれば、当然湯本の事業へ充当するということもあり得ますけれども、先ほどのみらい振興基金に該当する事業と、こちらの観光振興基金に該当する事業は、当然別のものになろうと思っておりますので、同じ事業に 2 つの基金からいくということは想定をしておりません。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。

議案第 5 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 説明員入れ替え —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 10 号「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

早川建設部長 おはようございます。本議案につきましては、市長提案理由の説明のとおりでありまして、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 10 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩いたします。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 説明員入れ替え —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 12 号「長門市津黄龍宮の潮吹交流施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

光永経済観光部長 議案第 12 号「長門市津黄龍宮の潮吹交流施設条例の一部を改正する条例」につきましては、別添の議案参考資料 24 ページに改正の趣旨及

び内容等を記載しており、また、25 ページには新旧対照表で改正箇所をお示ししておるとおりでございまして、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

長尾委員 観光シーズンに応じた利用料金を設定可能とありますが、この観光シーズンというのは、具体的には時期的なものはどういうのを想定しておりますか。

藤永観光課長 この観光シーズンという表現につきましては、春の大型連休を具体的には想定をしているところでございます。

長尾委員 そしたら春だけで、秋は別にあるということですか。

藤永観光課長 秋の、俗に言うシルバーウィークと言われるものでございますけれども、シルバーウィークにつきましては、曜日の並び等によって 5 連休が大きくなるときと短くなるときがございます。大きく連休になる年におきましては、こういった渋滞による弊害が起きる可能性もございますので、そういうことが想定される場合には同じような対応を取ろうと思っております。付け加えますと、お盆、お正月等につきまして、例年の様子を見ながらということにはなりますけれども、観光シーズンというふうに捉えているところでございます。

長尾委員 分かりました。もう 1 点なんですけれども、基準額については 100 分の 500 を乗じていただくとありますが、この根拠というのはどういう関係で決められたのでしょうか。

藤永観光課長 皆さまご承知のように、元乃隅神社周辺におきましては、観光シーズンには大変な渋滞が発生いたしまして、周辺住民の方にまでご迷惑をおかけする事態が発生しております。当然、観光客の皆さまにも観光の質が悪化するといったような事態が発生しております。そこで駐車場管理しておられます津黄の活性化協議会とこの対策について、私たちもいろいろと協議をしてみました。その中で特に春の大型連休にこういった弊害が多く発生しておりますので、この春の大型連休の車の台数の総量規制をするためにはどの程度の金額がいいんであるかといったようなことを、津黄の活性化協議会と協議をしてみました。その中で津黄の活性化協議会と市のほうの意見として、1,000 円くらいを徴収してはどうかといったようなことで今、合意をしているところでございます。9 月の定例市議会一般質問におきまして、綾城議員のほうから他市の方法として予約制、駐車場の予約制等もやっており、こういったものを入れたらどうかといったようなご提案もございまして、そういった内容につきましても津黄の活性化協議会と協議をしてみましたけれども、この予約制についてはなかなか手もかかって難しいんじゃないかと。ただ、来春の大型連休

に 1,000 円でやってみたときに効果が薄いということになれば、そういった予約制についても再度協議をしていかなければいけないねということに現在なっております。そうしたことを勘案しますと、予約制を取る場合には予約の手数料だとか当然チケット代とかそういったものも加味されますので、500 円程度かかるんじゃないだろうか。そういったことを勘案させていただきまして今回、上限を 1,500 円と提案をさせていただいたところでございます。

重村委員 長尾委員とも重複するところがありますけど 2 点。1 点目は、先ほど観光シーズンという観点というのが、一番は春の大型連休ということでございました。秋のシーズンについても大型化するときにはというような表現でしたけど、この観光シーズンという定義を、長門市としては春の大型連休というものをある程度は差すものだという認識であろうと思うんですけども、例えば津黄活性化協議会さんが正月に関してもシーズンのには忙しいシーズンなんだと。この条例というのは改正できる規定みたいな形ですよ。柔軟に料金を変えることができますよという規定です。その中で協議会さんが例えば正月も入れて欲しい、秋も入れて欲しい、極端に言うところの 3 連休というのはシーズンも多いし忙しい時期なんだけど入れて欲しいというような協議の中で出てきた場合は、市としてもそれを呑むと言いますか、同意するような形ということで考えていいですか。

藤永観光課長 観光客の皆さまにとりまして、あまり駐車場料金が低いということは良い印象を受けられないのではないかとというふうに考えておりますので、現在のところ、先ほど申し上げましたところを想定しているところではございます。しかしながら今、重村委員おっしゃられたように、3 連休とかでも渋滞が発生している場合もございます。ですから、そういった渋滞が予測される場合は、そういったことを検討しなければいけないというふうに考えておりますけれども、現在のところ市として想定をしておりますのは、先ほど申しました春のゴールデンウィーク、お盆、秋の大型連休、お正月といったところでございます。本当に普通の 3 連休でもそういったことが起きるということになれば、翌年以降にそういったことができるような協議をしていかなければいけないと思います。ただ、駐車場の業者さんとその料金変更の設定等がございしますので、むやみやたらに変えるということはいないんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

重村議員 それではもう 1 点です。今回の改正の中に 100 分の 500 ということは、5 倍までということになるかと思います。この料金に関しては当然、先ほど 1,000 円という数字が出てまいりましたから、それに近い数字で次の新年度のゴールデンウィークは対応されるのかなと思いましたが、この範囲内で変えることができるわけですよ。ですから 1,500 円ということもあれば、2 倍の 600

円ということもあると。この金額の設定に関しては、やはりこの条例でうたっている第 10 条には、市が徴収するものとするということで、やはり市の見解が強いと言いますか、尊重されて活性化協議会さんのほうに提案されるのか、それとも協議会さんがこの程度の額が良いと思いますというようなことも尊重しながら決められるのか。料金の決定についてのプロセスをお願いしたいと思います。

藤永観光課長 料金の設定につきましては、その範囲内で指定管理者が定めることになっておりますので、当然、市との協議はいたしますけれども、指定管理者の提案によって決めるものだというふうに考えております。ただ、市長が同意した額ということでございますので、市が同意しなければその金額にはならないということでございます。

有田委員 この料金改正の広報・周知の方法はどのような方策を取られるんですか。

藤永観光課長 もし議会のほうでこの 12 月議会でご同意いただけますと、来春の大型連休まで 5 箇月間ございます。ホームページ、それから津黄の現地等に来年の大型連休については駐車場料金がこうなりますので、平日とかそれ以外でもいらっしゃることが可能な方については、それ以外の時期にお越しくださいといったようなことを大々的にアピールしようというふうに考えております。

南野委員 今マックスで 1,500 円ということで課長言われましたけど、果たして駐車料金を上げたことで、わざわざ元乃隅に来られる方はホームページ等で駐車料金を確認して私は来るのかなと思って、渋滞緩和の効果があるのかなといささか疑問に思っているんですけど、課としては駐車場料金の値上げにより渋滞緩和の多少でも効果があると思われるんですかね。そのあたりちょっと。私はそんなに効果があるように思えないんですけど、そのあたりどういうふうに思われているかお尋ねします。

藤永観光課長 その効果につきましては、津黄の活性化協議会ともずっと協議をしてまいりました。津黄の活性化協議会は半分の 500 円くらいでやってみたというふうなご提案も受けたんですけども、そこくらいではなかなか効果が得られないだろうと。1,000 円くらいであれば多少効果があるのではなかろうかというふうに考えております。先ほどちょっとご説明いたしましたけれども、9 月定例会で一般質問がございました予約制というところが実施できれば、一番効果的なのではないかなというふうに考えております。ただ、1,000 円と言いますと行政が経営する駐車場としては異例の価格ではなかろうかというふうにも思っておりますし、そのくらいで当初やってみましょうということで津黄の活性化協議会のほうにはご説明というか今、協議をさせていただいているとこ

ろです。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 12 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 25 分からいたします。

— 休憩 10 : 16 —

— 再開 10 : 25 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 14 号「里山ステーション俵山の指定管理者の指定について」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

光永経済観光部長 議案第 14 号「里山ステーション俵山の指定管理者の指定について」は、別添の議案参考資料 28 ページ、こちらに参考事項をお付けしておりますので、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 14 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 15 号「長門市俵山多目的交流広場の指定管理者の指定について」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永経済観光部長 議案第 15 号「長門市俵山多目的交流広場の指定管理者の指定について」は、別添の議案参考資料 29 ページから 30 ページにかけまして参考事項をお付けしておりますので、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 1 点だけ確認させてもらいます。この多目的交流広場の指定管理については、今年、カナダチームがキャンプに来るということで、確か指定管理が 1 年だったと思うんですね。それで、そのときに私は「なぜ 1 年なのか、指定管理が」ということを聞いたとき、そういった管理の面もあるでしょう、カナダが来るという、まだ招致に向けてた段階でしたから。それで、そのとき

のご発言の中に、やはりある程度整備もしてキャンプ地としてレベルが上がった状態のフィールドになると。そしてクラブハウスも備えるということで、今後の指定管理についてはやはり、その更新という形ではなくて、きちんとやっぱり見直さないといけないと思うというような、私は発言があったと思うんですね。そういった今回の一番下に書いてある指定管理者選定の経緯というところで、ある程度は読み取れますけれども、来年になれば 2020 の関係、いろんなことを考えると指定管理者がゆうゆうグリーン俵山でいいのかどうなのかというのを、きちんと検証されたと思うんですけれども、ここに書いている以外に指定管理者としてこれから 3 年間、指定したいというところで判断基準というものを明確にちょっと教えていただけたらと思います。

光井農林課長 それではお答えをさせていただきます。まず、この俵山多目的交流広場の指定管理につきましては、今、委員ご指摘のとおり平成 30 年 8 月から令和元年 7 月までの、とりあえず 1 年間の管理ということで、1 年間の収支決算額をまず出しまして、さらにまた今年度、消費税の引き上げというのもございました。これを踏まえまして、来年度の指定管理料をはじいておるところでございます。これまで NPO 法人ゆうゆうグリーン俵山さんが指定管理を受けられて 7 年間これまでやって来られた実績、これも踏まえまして、このラグビーワールドカップのキャンプ地誘致ということで大変、芝の管理もしっかりやられたということで、カナダチームからも大変高評価を受けたという実績もございます。今後、そういった施設の管理につきましては、クラブハウスもできましたし、新しい施設も増築されたということで、この辺の管理の運営体制もしっかり、法人の方にもしっかりと確認をした上で、引き続き行っていただけないということでございます。法人の設置目的にもございますコミュニティづくりの推進を図るということと、地域資源を活用して広く他地域との交流を促進するということの目標もございますので、この辺の方向性は私ども市の施設の条例とも一致するというのでございますから、しっかりとまた今後とも引き続き行っていただきたいと。管理期間については、まず 3 年をまた継続して指定管理を行っていただきというふうに今回はしているということでございます。以上でございます。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお

願いいいたします。

— 説明員入れ替え —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 19 号「令和元年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたら願いいいたします。

光永経済観光部長 議案第 19 号「令和元年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 19 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 22 号「令和元年度長門市水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたら願います。

宗村上下水道局長 それでは補足説明させていただきます。長門市水道事業に携わる職員の給与については、長門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の第 3 条において、長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例に準じることとなっているため、市長部局と同様の内容での給与改定に係わる所要額を補正計上したものでございます。以上で補足説明を終わります。

重廣委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 22 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 23 号「令和元年度長門市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたら願います。

宗村上下水道局長 それでは補足説明をさせていただきます。先ほどの水道事業と同様に、下水道事業に携わる職員の給与改定に係わる所要額を補正計上しているものでございます。以上、補足説明とさせていただきます。

重廣委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 23 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。これで文教産業常任委員会を閉会いたします。どなたもご苦労様でございました。

— 閉会 10 : 36 —